

県道会津坂下・会津高田線  
管路DB整備事業

実施方針（案）

令和4年7月

福島県会津坂下町



## 目 次

<b>第 1 章</b>	<b>事業の概要</b> .....	<b>1</b>
1.1	事業の目的.....	1
1.2	事業名称.....	1
1.3	事業場所.....	1
1.4	管理者の名称.....	1
1.5	対象施設.....	1
1.6	業務範囲.....	4
1.7	事業者選定方式.....	5
1.8	事業方式.....	5
1.9	事業期間.....	5
1.10	遵守すべき法制度.....	5
<b>第 2 章</b>	<b>事業者の募集及び選定に関する事項</b> .....	<b>8</b>
2.1	事業者の募集及び選定のスケジュール.....	8
2.2	スケジュール上の留意点.....	9
<b>第 3 章</b>	<b>応募に関する条件</b> .....	<b>10</b>
3.1	応募者の構成.....	10
3.2	プロポーザル応募者に必要な資格.....	11
3.3	応募者が資格要件を喪失した場合の取扱い.....	12
3.4	応募者の制限.....	13
<b>第 4 章</b>	<b>審査及び事業者選定に関する事項</b> .....	<b>14</b>
4.1	事業者選定方法.....	14
4.2	優先交渉権者の特定.....	14
4.3	審査結果の公表.....	14
4.4	事業者の決定.....	14
4.5	著作権.....	15
4.6	提出書類の取扱い.....	15
4.7	特許権等.....	15
<b>第 5 章</b>	<b>本業務で予想されるリスクとリスク分担の基本的な考え方</b> .....	<b>16</b>
<b>第 6 章</b>	<b>町による事業の実施状況のモニタリング</b> .....	<b>19</b>
6.1	モニタリングの目的.....	19
6.2	モニタリングの時期.....	19
6.3	モニタリングの方法.....	19
6.4	モニタリングの結果.....	19



## 第1章 事業の概要

### 1.1 事業の目的

本町は、下水道処理人口普及率が25.4%（令和元年度末時点）であり、平成28年6月に策定した「会津坂下町10年概成アクションプラン」（以下、アクションプラン）に基づき、公共下水道の整備を鋭意推進している。一方で、厳しい財政状況の中、上述のアクションプランに基づく公共下水道の概成のためには、限りある財源の中での管路整備による速やかな未普及解消を実現していくことが課題となっている。さらに近年では、整備箇所が、郊外部から町の中心部付近の市街地に推移してきており、周辺環境等への配慮の観点から事業の進捗が低下することが懸念されている。

本事業は、中心市街地の主たる下水道管路の整備工事及び近接する水道管の布設替え工事について、民間事業者の優れた企画力・技術力を活用し、効果的に公共事業を実施する新たな手法として国から示された設計施工を一括で発注するデザインビルド方式（以下、DB方式）を導入し、早期の整備概成の目標達成に向けて整備することを目的とする。

### 1.2 事業名称

県道会津坂下・会津高田線 管路DB整備事業（以下、「本事業」という。）

### 1.3 事業場所

会津坂下町 字 市中三番甲 外 地内（対象地区の詳細は別紙1を参照のこと。）

### 1.4 管理者の名称

会津坂下町長 古川 庄平

### 1.5 対象施設

本事業の施設概要を表1.1に示す。また、下水道施設の設計条件を表1.2に、水道施設の設計条件を表1.3に示す。

表 1.1 施設概要

工種	区分	工法	数量 <sup>※1</sup>	備考
土木工事	下水道	開削工(自然流下)	約 2,180 m	
		開削工(圧送)	約 150 m	
		推進工	約 230 m	
		立坑工	約 8 基	
		マンホール工	約 55 基	
		柵設置工	約 175 基	
機械電気設備工事		マンホールポンプ	約 1 基	
土木工事	水道	開削工	約 2,694 m	

※1：数量：既に町側で完了した基本設計成果を基に算出した想定値（小数点以下切り捨て）

表 1.2 対象施設（下水道）の設計条件

項目	詳細設計条件
管径 工法及び延長	開削工法 φ 75 mm…………… 約 150m (圧送)
	開削工法 φ 150mm…………… 約 2,180m (自然流下)
	推進工法 φ 300mm…………… 約 230m
特殊構造物	特殊構造物 (有・無)：耐震設計 (有・無) マンホール形式ポンプ場 (2次製品) (1基 機械・電気設備含む)
報告書作成	(有)・無
設計協議	中間打合せ 3回
施工法等の比較検討	(有・無)
	a) 管路の掘削工法
	b) ①急曲線 ②土被り 1.5D以下 ③近接構造物 (箇所) ④軌道横断 (箇所) ⑤河川横断 (箇所) ⑥高架道横断 (箇所) c) 布設替工法の施工検討 ①仮排水 ②既設管撤去
耐震計算(応答変位法)	有(応答変位法), 無
耐震設計	レベル1地震動, レベル1及び2地震動, 無
設計条件補正	(有) ( ), 無
地盤条件補正	(有) ( ), 無
工区数補正	(有) ( ), 無
その他補正	(有) ( ), 無

表 1.3 対象施設（水道）の設計条件

項 目	詳 細 設 計 条 件
管 径 工 法 及 び 延 長	開削工法 φ 100mm…………… 約 1,377m 開削工法 φ 200mm…………… 約 403m 開削工法 φ 250mm…………… 約 914m
設 計 条 件	地域環境（住居地区）：道路幅員（普通） 埋設物（あり）：土質（－）
設 計 協 議	中間打合せ 3 回
仮設配管を必要とする路線延長	仮設配管延長…約 2,700m 仮設管…φ 100mm 以下
土 工 事 補 正	土工事を伴う
床 付 補 正	床付深さ一定，2.0m 未満
工 区 数 補 正	有（ ），無
そ の 他 補 正	有（ ），無

## 1.6 業務範囲

事業者が行う業務範囲は、対象施設の設計・工事監理及び工事であり、その概要は表 1.4 のとおりである。また、対象範囲については別紙 1 を参照のこと。

表 1.4 事業者が行う業務範囲の概要

区分	業務	備考
調査	試掘調査	設計・施工に必要な場合は実施
	地質調査	設計・施工に必要な部分の地質調査
設計 ・ 施工 監理	詳細設計	表 1.2 及び 表 1.3 に示す対象施設の設計を行う。
	設計に伴う各種申請書類の作成補助	各種申請等の手続きに必要な書類を作成する。
	関連部局協議	道路管理者、他企業埋設物管理者などの管理者協議に必要な資料を作成し、協議を実施する。
	公共ます設置申請書配布回収	沿線宅地の形状・水廻り等を把握後、申請書を作成、配布・回収する。
	移設協議	設計施工に必要な埋設管等の移設協議を実施する。
	施工監理	表 1.1 に示す対象施設の施工監理を行う。
	断通水作業等の補助	住民への断水通知等の補助を行う。
工事	土木工事（下水道）	表 1.1 に示す対象施設の土木工事を行う。
	管工事（水道）	表 1.1 に示す対象施設のうち、水道管工事および水道法に基づく各種試験（水質・水圧試験等）を行う。
	機械・電気設備工事	表 1.1 に示す対象施設の機械・電気設備工事を行う。
	建設に伴う各種許認可の申請	各種申請等の手続きに必要な書類作成を、担当課と協議の上作成する
	住民説明	地元住民への事業説明を行う。

## 1.7 事業者選定方式

本事業は、対象区域に関する設計・施工に係る技術提案を公募し、応募者の新技術などの活用、創意工夫や多様な技術提案の審査を行い、最も優れていると認められたものを優先交渉権者とする「公募型プロポーザル方式」で実施する。

## 1.8 事業方式

本事業は、技術提案に基づいた設計・施工を一括して発注するDB方式で実施する。

## 1.9 事業期間

本事業の事業期間及びスケジュールは表 1.5 のとおりである。

表 1.5 事業スケジュール（予定）

日程	実施事項
令和4年7月下旬	実施方針(案)の公表
令和4年9月上旬	募集要領の公表
令和4年10月上旬～10月下旬	技術提案書類の受付期間
令和4年11月上旬	優先交渉権者の特定
令和4年11月下旬	基本協定締結
令和4年12月下旬～令和5年12月下旬	設計期間
令和6年1月上旬～令和8年3月下旬	工事及び工事監理期間

## 1.10 遵守すべき法制度

本事業の実施にあたっては、次の関係法令等を遵守すること。

### 1) 関係法令

- ・ 下水道法
- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- ・ 環境基本法
- ・ 河川法
- ・ 大気汚染防止法
- ・ 水質汚濁防止法
- ・ 騒音規制法
- ・ 振動規制法
- ・ 悪臭防止法
- ・ 土壌汚染対策法
- ・ ごみ処理に係るダイオキシン類発生防止等新ガイドライン
- ・ 電気事業法
- ・ 電気用品安全法
- ・ 電気関係報告規則

- ・ 電力設備に関する技術基準を定める省令
- ・ 電気工事士法
- ・ 電気通信事業法
- ・ 有線電気通信法
- ・ 公衆電気通信法
- ・ 高圧ガス保安法
- ・ 危険物の規制に関する政令
- ・ 計量法
- ・ クレーン等安全規則及びクレーン構造規格
- ・ ボイラー及び圧力容器安全規則
- ・ 建築基準法
- ・ 道路法
- ・ 消防法
- ・ 水道法
- ・ ガス事業法
- ・ 毒物及び劇物取締法
- ・ 労働基準法
- ・ 労働安全衛生法
- ・ ダイオキシン類対策特別措置法
- ・ 建設業法
- ・ 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律
- ・ 製造物責任法
- ・ エネルギーの使用の合理化に関する法律
- ・ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律
- ・ 危険物の規制に関する政令
- ・ 石綿障害予防規則
- ・ 特定化学物質等障害予防規則
- ・ その他関係する法令、条例、規則等

## 2) 基準、仕様等

- ① 共通（全て最新版とする）
- ・ 下水道施設計画・設計指針と解説（日本下水道協会）
  - ・ 下水道維持管理指針（日本下水道協会）
  - ・ 下水道管路施設設計の手引（日本下水道協会）
  - ・ 下水道施設の耐震対策指針と解説（日本下水道協会）
  - ・ 下水道施設耐震計算例（日本下水道協会）
  - ・ 下水道推進工法の指針と解説（日本下水道協会）
  - ・ 下水道の地震対策マニュアル（日本下水道協会）
  - ・ 下水道マンホール安全対策の手引き（案）（日本下水道協会）
  - ・ トンネル標準示方書（開削工法編）・同解説（土木学会）

- ・ 水理公式集（土木学会）
  - ・ コンクリート標準示方書（開削工法編）・同解説（土木学会）
  - ・ 道路技術基準通達集（国土交通省）
  - ・ 道路構造令の解説と運用（日本道路協会）
  - ・ 道路土工－仮設構造物工指針（日本道路協会）
  - ・ 道路土工－擁壁工指針（日本道路協会）
  - ・ 道路土工－カルバート工指針（日本道路協会）
  - ・ 共同溝設計指針（日本道路協会）
  - ・ 道路橋示方書・同解説（日本道路協会）
  - ・ 改訂新版建設省河川砂防技術基準（案）同解説（日本河川協会）
  - ・ 業務委託一般仕様書・業務委託特記仕様書（日本下水道事業団）
  - ・ 共通仕様書 業務委託編（福島県技術管理課）
  - ・ 共通仕様書 土木工事編（福島県技術管理課）
  - ・ 下水道コンクリート構造物の腐食抑制技術及び防食技術指針・同マニュアル(日本下水道事業団)
  - ・ 日本工業規格(JIS)
  - ・ 鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説(日本建築学会)
  - ・ 土木製図基準(土木学会)
  - ・ 国土交通省大臣官房技術調査室土木研究所監修 土木構造物設計ガイドライン(全日本建設技術協会)
  - ・ 建設工事公衆災害防止対策要綱（国土交通省）
  - ・ その他関係する規格、基準、指針等
- ② 管路施設工事（全て最新版とする）
- ・ 土木工事共通仕様書
  - ・ 土木工事施工管理基準
  - ・ 土木請負工事必携
  - ・ 水道事業実務必携（全国簡易水道協議会）
  - ・ 水道施設設計指針（日本水道協会）
  - ・ 水道維持管理指針（日本水道協会）
  - ・ 水道施設耐震工法指針（日本水道協会）
  - ・ 水道管設計業務共通仕様書
  - ・ その他関係する規格、基準、要領、指針等

## 第2章 事業者の募集及び選定に関する事項

### 2.1 事業者の募集及び選定のスケジュール

事業者の募集及び選定にあたってのスケジュールは、表 2.1 のとおりである。

表 2.1 事業者の募集及び選定のスケジュール（予定）

時期	内容
令和4年7月29日	実施方針(案)の公表
令和4年7月29日～8月5日	実施方針(案)に関する質問の受付期間
令和4年8月26日	実施方針(案)に関する質問に対する回答及び実施方針の公表
令和4年9月上旬	募集要領（要求水準書、事業者選定基準、様式集、協定書等）の公表
令和4年9月上旬～9月中旬	資料閲覧期間
令和4年9月上旬～9月中旬	募集要領に関する質問の受付期間
令和4年9月下旬	募集要領に関する質問に対する回答公表
令和4年9月下旬～10月上旬	応募資格審査書類の受付期間
令和4年10月上旬	応募資格審査結果の通知
令和4年10月上旬～10月下旬	技術提案書類の受付期間
令和4年11月上旬	選定委員会（プレゼンテーションの実施）
令和4年11月上旬	優先交渉権者の特定
令和4年11月下旬	基本協定締結
令和4年12月下旬	設計業務委託契約締結
令和6年1月上旬	工事請負契約及び工事監理業務委託契約締結

#### 1) 実施方針（案）に関する質問の受付・回答

実施方針（案）に関する質問については、以下の期間に受け付ける。

- ① 受付期間：令和4年7月29日～8月5日

#### 2) 募集要領の公表

令和4年9月上旬に町のホームページで公表する。

#### 3) 募集要領に関する質問の受付・公表

募集要領に関する質問を以下のとおり受け付ける。

- ① 受付期間：令和4年9月上旬～9月中旬

- ② 受付方法：電子メールでの提出とし、電話及び窓口等での問い合わせには応じない。詳細については、募集要領で示す。

- ③ 質問の回答：提出のあった質問に関しては、本事業に直接関係するものについてのみ回答を行うものとし、すべての質問について回答するとは限らない。

#### 4) 応募資格審査書類の受付

プロポーザル応募者は、参加表明書、資格審査申請書類を提出する。詳細については募集要領で示す。

#### 5) 提案書類の受付、優先交渉権者の特定及び公表

プロポーザル応募者は、募集要領に示す提案書類等を提出する

##### ① 技術提案審査結果の公表

優先交渉権者を特定した場合には、速やかに公表する。

##### ② 優先交渉権者を特定しない場合

優先交渉権者の募集、提案の評価及び選定において、応募者が無い、あるいは、いずれの応募者の提案においても公的財政負担の縮減の達成が見込めないなどの理由により、本事業を実施することが適当でないと判断された場合には、優先交渉権者を特定せず、この旨を速やかに公表する。

#### 6) 基本協定の締結

町は、優先交渉権者と事業契約の締結に向けて、基本協定を締結する。

#### 7) 委託契約の締結

優先交渉権者のうち、表 1.4 に示した設計・工事監理業務を行う企業（以下「設計及び工事監理企業」という）は設計及び工事監理における複数年業務を一括契約として、町と業務委託契約を締結する。

#### 8) 工事請負契約の締結

優先交渉権者のうち、表 1.4 に示した工事業務を行う企業（以下「建設企業」という）は建設工事における複数年工事を一括契約として、町と工事請負契約を締結する。

## 2.2 スケジュール上の留意点

- ① 募集要領の公表から提案書類の受付までの期間に、提案者から文書による質問を受け付け、回答する機会を設ける予定である。
- ② 提案書類の受付後、提案内容について応募者によるプレゼンテーションの機会を設ける予定である。
- ③ 表 2.1 に示した事業者決定までのスケジュールは、後日公表する募集要領の策定に伴い、今後変更になる場合がある。

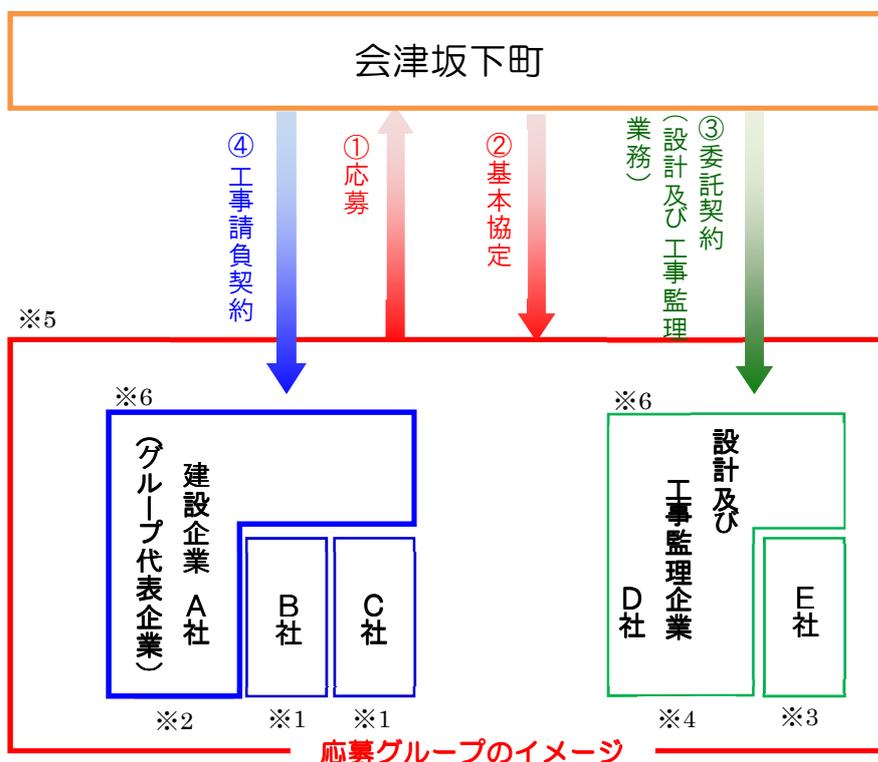
### 第3章 応募に関する条件

#### 3.1 応募者の構成

応募者は、建設企業と設計及び工事監理企業を含むものとし、応募グループの代表企業は建設企業とする。

建設企業、設計及び工事監理企業は、それぞれ一企業とすることも、複数の企業とすることも可能とするが、同一の企業が建設企業、設計及び工事監理企業を兼ねることはできない。また、一応募者の構成員は、他の応募者の構成員となることはできない。

本事業で想定する事業スキームを図 3.1 に示す。



- ① 建設企業と設計及び工事監理企業によるグループで応募
- ② 基本協定を締結
- ③ 設計及び工事監理業務を委託契約
- ④ ③で詳細設計したエリアの工事請負契約

図 3.1 想定事業スキーム

- ※1 (構成員(建設企業))：特定建設工事共同企業体を構成する建設企業
- ※2 (代表企業)：構成員において決定された特定建設工事共同企業体及び応募グループの代表者
- ※3 (構成員 (設計企業))：設計共同企業体を構成する建設コンサルタント業者
- ※4 (代表構成員)：構成員によって決定された設計共同企業体の代表者
- ※5 (乙型)：分担業務方式で、事前に業務を分割し、各構成員は分担した業務について責任を持つ方式
- ※6 (甲型)：共同施工方式で、JVの全構成員が出資割合に応じて、資金や人員、機械等を拠出する方式

### 3.2 プロポーザル応募者に必要な資格

設計及び工事監理企業と建設企業に共通する応募者構成員の資格要件は、次のとおりとする。

#### 1) 共通の資格要件

- ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者のほか、次のいずれかに該当する者は、本プロポーザルに参加できないものとする。
  - ア 市町村税を滞納している者
  - イ 法人税を滞納している者
  - ウ 消費税及び地方消費税を滞納している者
  - エ 会津坂下町において、水道料金、下水道使用料及び受益者負担金等を滞納している者
  - オ 手形交換所による取引停止処分を受けてから 2 年間を経過しない者又は本業務の公告日前 6 か月以内に手形、小切手を不渡りした者
  - カ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続き開始決定がなされていない者
  - キ 本業務委託の公告の日から候補者特定までの間において、本町から指名競争入札参加資格停止又は指名競争入札参加資格除外の措置を受けている者
  - ク 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国の調達事案に関し排除要請があり、当該状態が継続している者
  - ケ 本プロポーザルに参加しようとする別の応募グループの構成員の者との間に「特定関係にある会社同士の入札参加制限基準」に規定する資本関係又は人的関係がある者

#### 2) 設計及び工事監理企業に必要な実績・資格要件

- ① 地方公共団体（都道府県・市町村等）又はこれらに準ずる機関（公団、公社、事業団等）が発注した下水道管渠実施設計業務（詳細設計）で、過去 10 年間（平成 22 年 4 月 1 日から公告日まで）の間に完了した業務実績を元請（共同企業体の場合は代表構成員に限る。）として有すること。
- ② 会津坂下町工事等請負有資格業者名簿に登載されていること。
- ③ 設計業務に管理技術者、照査技術者及び担当技術者を配置すること。また、工事監理業務には、工事監理技術者を配置すること。
- ④ 設計業務における管理技術者は、技術士（総合技術監理部門（下水道）、上下水道部門（下水道））又は下水道法に規定された資格を有するものとし、業務の全般にわたり技術的管理を行わなければならない。なお、主要な設計協議ならびに現地調査に出席しなければならない。
- ⑤ 設計業務における照査技術者は、以下のいずれかの資格を有すること。
  - ・技術士（総合技術監理部門（下水道）、上下水道部門（下水道））又は下水道法に規定された資格を有する者
- ⑥ 工事監理業務における工事監理技術者は、RCCM 資格者（下水道部門）、下水道法施行令

(昭和 34 年政令第 147 号) 第 15 条に該当するもの、技術士(上下水道部門/下水道)とする。

- ⑦ 応募者に属する構成員のうち、いずれかの企業で①～⑥の資格及び実績を有すること。
- ⑧ 下水道の管理技術者が属する構成員を代表構成員とする。
- ⑨ 工事監理実施時に工事などにおいて問題が発生した場合、概ね 1 時間以内に現地対応が可能であること。
- ⑩ 上水道の業務における担当技術者は、地方公共団体(都道府県・市町村等)又はこれらに準ずる機関(公団、公社等)が発注した水道施設配水管実施設計業務(詳細設計)で、過去 10 年間(平成 22 年 4 月 1 日から公告日まで)の間に管理技術者、照査技術者または担当技術者として従事し、完了した実績のある者を配置すること。
- ⑪ 上水道の業務においても、応募者に属する構成員のうち、いずれかの企業で①～⑥と同等程度の資格及び同様の実績を有すること。

### 3) 建設企業に必要な実績・資格要件

#### 【代表企業のみを対象】

- ① 建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)第 3 条第 1 項の規定による許可を受けていること。  
ただし、工事により建設業法第 15 条の規定に基づく特定建設業の許可が必要と認められるものについては、特定建設業の許可を受けていること。
- ② 会津坂下町工事等請負有資格業者名簿に登載されていること。
- ③ 河沼郡、大沼郡、耶麻郡又は会津若松市及び喜多方市(以下「市町村」という。)内に本社若しくは本店を有するもので、市町村税納入者であるもの又は市町村外に本社若しくは本店のある市町村内の支店若しくは営業所であって、当該支店若しくは営業所の代表者に見積り、入札、契約締結、契約代金の請求及び受領の権限が与えられ、当該業種に関する実績を有し、かつ、市町村税納入者であること。
- ④ 対象工事ごとに建設業法第 27 条の 23 第 1 項に規定する経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書の総合評点が 800 点以上であること。

#### 【全ての構成員を対象(代表企業、及びJVを結成する場合のその他構成員)】

- ① 土木一式工事の特定建設業の許可を受けていること。
- ② 構成員は会津坂下町工事等請負有資格業者名簿に登載されていること。
- ③ JVを組成する場合は、JVを構成する全ての企業のうち、会津坂下町に本店を有する企業が1社以上含まれていること。

### 3.3 応募者が資格要件を喪失した場合の取扱い

応募者の代表企業及び構成員が、応募資格確認基準日の翌日から基本協定締結までの間に、3.2に記載されている資格要件を喪失した場合は、当該グループを失格とする。

### 3.4 応募者の制限

本事業に係る発注支援業務に関与している者及び事業者選定委員との間に、資本面若しくは人事面において関連がある者は、代表企業及び構成企業になることはできない。

なお、「資本面において関連がある者」とは、当該企業の発行済株式総数の100分の50以上の株式を有し、又はその出資の総額の100分の50以上の出資をしている者をいい、「人事面において関連がある者」とは、当該企業の役員を兼ねている者をいう。

本事業の発注支援業務に係わっている者は以下のとおりである。

株式会社日水コン 福島事務所 福島県福島市置賜町8番30号

## 第4章 審査及び事業者選定に関する事項

### 4.1 事業者選定方法

本事業における事業者の選定については、技術提案に基づいた公募型プロポーザル方式により行うこととする。また、手続きは、以下のとおり実施することを予定している。詳細は募集要領において公表する。

#### 1) 応募資格要件の審査

前述した「3.2 プロポーザル応募者に必要な資格」に該当する者とする。応募資格の確認について、別に定めのないものは資格審査申請書の提出日とする。

#### 2) 提案内容の評価

審査は、設計、施工、工事監理等の提案内容及び要求水準との適合性及び施工計画の妥当性、確実性等の各方面から総合的に評価する。具体的には以下の内容を想定している。

##### ① 業務実績に関すること

設計、工事、工事監理の実績に関する評価。

##### ② 実施方針に関すること

設計、施工、工事監理に対する取組方針。組織体制、人員配置計画、予期せぬトラブルへの対応方法に関する評価。

##### ③ 設計計画に関すること

地域特性考慮した設計計画や関連機関との協議計画（県道）などに関する評価。

##### ④ 施工計画に関すること

年度別整備計画の考え方、工期短縮への工夫、近隣住民への対応方法、安全管理への取り組み、性能保証を行うための方策などに関する評価。

##### ⑤ 提案価格に関すること

提案価格を価格評価点に換算したものを評価。

### 4.2 優先交渉権者の特定

本事業は、公募型プロポーザル方式により、公募に応じた参加者から技術提案書類の提出を求め、設置する選定委員会において、提案内容を総合的に審査・評価し、当該事業の目的及び内容に最も適した者を優先交渉権者として特定する。

### 4.3 審査結果の公表

町は、選定委員会における審査結果を速やかに公表する。

### 4.4 事業者の決定

1) 町は、優先交渉権者と契約の交渉を行う。

2) 優先交渉権者として特定されたことをもって、事業者に決定されるわけではなく、仕様の協議により訂正・追加・削除を行い確定した後に見積合わせを行い、契約書の取り交わしをもって、事業者に決定されるものとする。また、協議の結果、提案内容

がすべて仕様に盛り込まれるわけではないことに留意すること。

- 3) 優先交渉権者との協議が整わなかった場合、または優先交渉権者に事故等があり見積書の取得が不可能となった場合は、次席交渉権者を仕様の協議、見積書の取得の相手方とする。
- 4) 見積合わせにおける見積価格は、提案書類に記載した見積価格の額以下とすること。

#### **4.5 著作権**

応募者の提出書類に含まれる著作物の著作権は、応募者に帰属する。

ただし、町が必要と認める時には、技術提案の全部又は一部を無償で使用できるものとする。また、事業者決定した者以外の応募者提案については、本事業の公表以外には原則的に使用しない。

#### **4.6 提出書類の取扱い**

応募者から提出を受けた書類は返却しない。また応募に係る費用は、全て応募者の負担とする。

#### **4.7 特許権等**

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利となっている材料、工法、維持管理方法等を使用したことに起因する責任は、提案を行った応募者が負う。

## 第5章 本業務で予想されるリスクとリスク分担の基本的な考え方

本業務におけるリスク分担の考え方は、そのリスクを最も良く管理できる者が該当リスクを適正に分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供ができるというものである。設計及び工事監理と工事におけるリスクは、原則として事業者が負担する。

ただし、事業者が負うことが適当でない部分については、町がリスクを負う。

本業務で予想されるリスクについて、町と事業者の分担方針を次に示す。

表 5.1 リスク分担表（その1）

段階	リスクの種類	No.	リスクの内容	負担者	
				会津坂下町	事業者
共通	構想・計画リスク	1	町の政策変更による事業の変更・中断・中止など	●	
	募集要領リスク	2	募集要領の誤りに関するもの	●	
	許認可リスク	3	町が取得すべき許認可の遅延に関するもの	●	
		4	事業者が取得すべき許認可の遅延に関するもの		●
	法制度リスク	5	法制度・許認可の新設・変更によるもの（本事業に影響を及ぼすもの）	●	
		6	法制度・許認可の新設・変更によるもの（上記以外のもの）		●
	消費税変更リスク	7	消費税の変更に関わるもの	●	
	税制変更リスク	8	法人の利益にかかる税制度の変更によるもの（法人税率等）		●
		9	その他、本事業に影響を及ぼす税制の変更によるもの	●	
	住民対応リスク	10	本施設の設置に関する住民反対運動等	●	
		11	事業者が行う業務（調査、工事等）に関する住民反対運動等		●
	環境問題リスク	12	町が行う業務に起因する環境の悪化	●	
		13	事業者が行う業務（調査、工事等）に起因する環境の悪化		●
	第三者賠償リスク	14	町の責に帰すべき事業期間中の事故	●	
		15	事業者の責に帰すべき事業期間中の事故（事業者が行う業務に起因する事故、施設の劣化及び維持管理の不備による事故など）		●
	安全確保リスク	16	調査、工事等における安全性の確保		●
	保険リスク	17	設計・工事段階のリスクをカバーする保険		●

表 5.2 リスク分担表（その2）

段階	リスクの種類		No.	リスクの内容	負担者	
					会津坂下町	事業者
共通	金利リスク		18	基準金利確定前の金利変動によるもの	●	
			19	基準金利確定後の金利変動によるもの		●
	物価リスク		20※	物価変動	●	●
	資金調達リスク		21	事業者の資金調達に関するもの		●
	債務不履行リスク		22	町の責に帰すべき事由による事業の中止・延期（町の債務不履行、土地の瑕疵、埋蔵文化財の発見など）	●	
			23	事業者の事由による事業の中止・延期（事業破綻、事業放棄など）		●
	不可抗力リスク		24※	戦争、暴動、天災等による事業計画・内容の変更、事業の延期・中止に関するもの	●	●
			25※	予測可能な範囲における台風・風水害による事業計画・工事の変更、事業の延期・中止に関するもの	●	●
			26※	想定し難い地震による事業計画・内容の変更、事業の延期・中止に関するもの	●	●
	契約リスク		27	町の責に帰すべき事由により契約が締結できないリスク	●	
28			事業者の責に帰すべき事由により契約が締結できないリスク		●	
計画設計段階	計画・設計リスク	設計委託契約リスク	29	設計委託契約の締結に関するもの		●
			30	設計委託契約の内容に関するもの		●
			31	設計委託契約の内容変更に関するもの		●
	測量・調査リスク		32	町が実施した測量・調査に関するもの	●	
			33	事業者が実施した測量・調査に関するもの		●

※：No.20、24、25、26 は、契約約款に基づき、会津坂下町と事業者との協議により負担割合を決定する

表 5.3 リスク分担表（その3）

段階	リスクの種類		No.	リスクの内容	負担者	
					会津坂下町	事業者
工事・工事監理段階	用地リスク	用地取得リスク	34	建設予定地の確保に関するもの	●	
			35	建設に要する資材置き場の確保に関するもの		●
		土壌汚染リスク	36	地山の土壌汚染に関わるもの	●	
		地中埋設物リスク	37	上下水道管路、電気ケーブル、ハンドホール等の予測可能な地中埋設物に関するもの		●
			38	上記以外に関するもの	●	
	工事リスク	詳細設計リスク	39	町の事由による設計などの完了遅延・設計費の増大（町の事由による設計変更、提示条件等の不備・変更、土地の瑕疵など）	●	
			40	事業者の事由による設計の完了遅延・設計費の増大（提案した設計内容の不備、実施設計の不備、事業者の事由による履行遅れなど）		●
		工事請負契約リスク	41	工事請負契約の締結に関するもの		●
			42	工事請負契約の内容に関するもの		●
			43	工事請負契約の内容変更に関するもの		●
		工事監理リスク	44	工事監理に関するもの		●
		工事遅延・未完成リスク	45	町の事由による工事の遅延・未完工・工事費の増大（町の事由による設計変更、提示条件等の不備・変更、土地の瑕疵など）	●	
			46	事業者の事由による工事の遅延・未完工・工事費の増大		●
	施設性能リスク	47	要求性能不適合（施工不良を含む。）		●	
	引渡前損害リスク	48	工事目的物の引き渡し前に工事目的物、工事材料又は建設機械器具について生じた損害、その他工事の施工に関して生じた損害		●	

## 第6章 町による事業の実施状況のモニタリング

### 6.1 モニタリングの目的

町は、事業者が要求水準書に定める要件及び提案書類の内容を満たしているかを確認する。

### 6.2 モニタリングの時期

設計・施工の進捗状況については、町に定期的（月1回程度）に報告し、確認を受けなければならない。

なお、町は必要に応じて、事業者に対して進捗状況についての報告を求めることができる。

### 6.3 モニタリングの方法

町は事業者が提出する資料（設計：図面や各種検討資料等、施工：履行報告書や工程表等）に基づき進捗確認を行う。

### 6.4 モニタリングの結果

モニタリングにより、設計・施工の実施状況が工事請負契約書や要求水準等に定められた要件を満たしていないと判断される場合には、町は事業者に改善を命令し、事業者は自らの負担により必要な措置を講じなければならない。

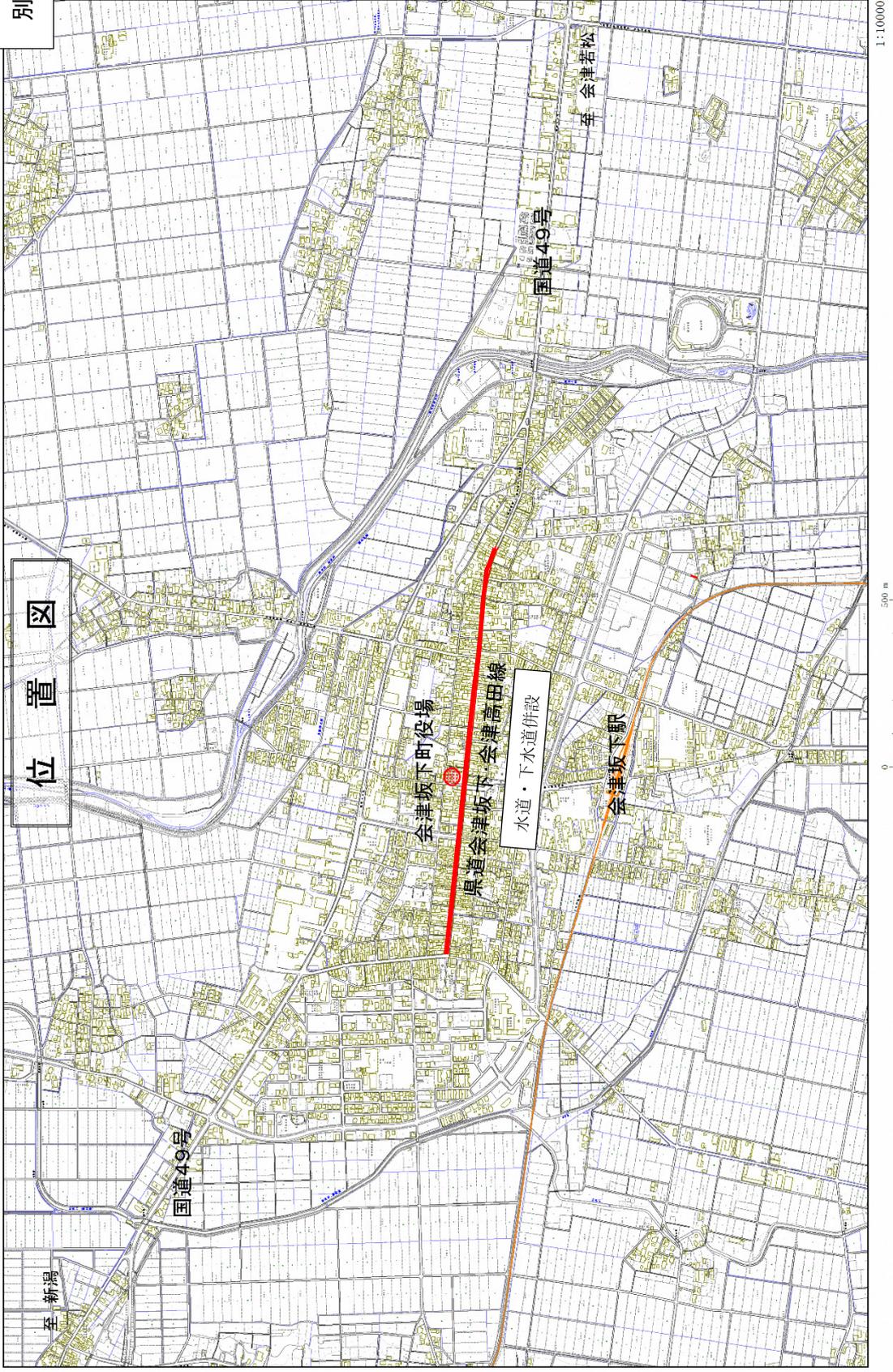


図 事業の対象範囲図